

## 南砺市農業委員会第21回総会会議録

- 1.招集日時 令和 7年 3月 5日
- 2.開会時刻 令和 7年 3月 25日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 令和 7年 3月 25日 午後3時10分
- 4.場 所 南砺市役所 302 会議室
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 16名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	欠	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	欠
7	下田 栄樹	欠	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	欠
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

### 7.議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第90号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第91号 農地法第4第1項条の規定による許可申請について  
議案第92号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第93号 農地の非農地証明願いについて  
議案第94号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 第3 協議第20号 令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について

第4 報告第27号 農地転用制限の例外に係る届出について  
報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由  
里、主査 高田 賢寿、主任 内山 葵

9.会議の概要

事務局長 皆様お疲れ様でございます。定刻となりましたので、ただ今より第21回南砺市農業委員会令和7年4月の総会を開始したいと思います。

先日、市職員の定期異動の内示がございまして、事務局の2名が異動となりました。後ほど一番最後に一言いただきたいと思っています。今回後任の者が見学に来ております。次回5月の総会からの担当になります。こちらからも一言いただきたいと思っています。

それでは総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数20名中16名が出席されております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定される定数に達しておりますので、総会が成立したことをここにお知らせいたします。会議開始にあたりまして岡村会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

天気が非常にいいということで何かとお忙しかったことと思いますが、出席いただきましておつかれさまでございます。前回の第20回の農業委員会におきまして、非常に大きな4条・5条転用の承認をしたところでございますが、先日県の農業会議が3月21日に開催されまして、当市からも事務局並びに担当課からも出席されて、前例のない画像を持って時間をかけて説明したところ、全審議委員の承認を得たということで報告をしておきたいと思っております。それから本日は第21回ということで今年度最後の農業委員会でございます。事務局長さんからもありましたように事務局の2人がそれぞれ異動されるということで、お二方には転任地のほうで健康に留意され、頑張っていたいただきたいということで期待申し上げるところでございます。これまで本当にありがとうございました。

議長

それでは、本日の第21回の農業委員会を開催いたします。

会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は、5番委員、6番委員の2名の方よろしく願いいたします。

それでは議事に入ります。

議案第90号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第90号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 3 件の申請がありました。田で 2 筆 2,253 m<sup>2</sup> 畑 1 筆 23 m<sup>2</sup>  
計 3 筆 2,276 m<sup>2</sup>です。

受付番号 1 番です。

譲受人は、〇〇〇〇さんで、譲受人は農事組合法人〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては、田 1 筆 2,027 m<sup>2</sup>でございます。理由につきましては、耕作者である法人に譲り渡すものということです。こちらの農地につきましては、譲受人が利用権設定をしまして正式にずっと耕作をされていた場所であります。今回譲渡人さんからの申し出によりまして、賃借ではなく法人に所有権を移転して、法人名義の農地として今後耕作していきたいということで申請があがったものでございます。

受付番号 2 番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては、田 1 筆 226 m<sup>2</sup>でございます。理由につきましては、購入した宅地に隣接する農地を耕作するためということでございます。資料編の位置図を見ていただきますと、申請地の下の方に宅地がありまして、こちらを今回の譲受人が購入されまして、前面にあります今回の申請地を取得して今後耕作をされたいということでございます。譲受人の住所がまだ県外のままになっていますが、今後こちらに住所を移されまして耕作をされるということでございます。県外の居宅は、今一緒に住んでいる息子さん夫婦に譲って、自分とあとちょっと遅れて旦那さんがこちらに移住されるそうです。

受付番号 3 番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては、畑 1 筆 23 m<sup>2</sup> でございます。理由につきましては、隣接する畑と一体的に利用するためということでございます。このあとの 4 条・5 条と関連のある案件でこの組み合わせはこのあともできます。

資料編を見ていただきますと 3・4・5 条と連なった位置図になっているかと思えます。一番上にある 3 条の申請地のさらにその上に農地がありまして、そこを一体的に今後利用するために今回の申請が出されたものでございます。

いずれの案件につきましても、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 90 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 91 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思えます。

＝議案第 91 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 1 件の申請がありました。畑 1 筆 88 m<sup>2</sup> です。

車庫敷地 1 件 畑 1 筆 88 m<sup>2</sup>

受付番号 1 番です。

令和 6 年 10 月の除外案件です。

申請人は〇〇〇〇さんで、申請地は畑 1 筆 88 m<sup>2</sup>です。転用目的としましては、車庫敷地ということです。先ほど 3 条のとくと同じページになるのですが、位置図を見ていただきますと、間にこのあと出てくる 5 条の敷地がありましてその下のほうになります。こちらの土地ですが、昭和 49 年に土地改良事業が施工されたそうなのですが、そのときに今回の申請人の亡父が車庫・物置を建ててしまったということで、いわゆる無断転用の状態です。今後も利用していきたいということで今回更正申請をされたものです。

農地区分につきましては 1 種農地、許可基準は既存地拡張ということで判断しております。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

それでは、議案第 91 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 92 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 92 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 1 件の申請がありました。畑 1 筆 19 m<sup>2</sup> です。

車庫敷地 1 件 畑 1 筆 19 m<sup>2</sup>

受付番号 1 番です。

令和 6 年 10 月の除外案件です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんです。申請地は、畑 1 筆 19 m<sup>2</sup>です。転用目的は車庫敷地です。申請人の組み合わせは 3 条と同じで、転用理由は 4 条と同じで、土地改良事業施工中に譲受人の亡父が境界不明で車庫や物置を建ててしまったということです。いわゆる無断転用の更正案件です。

農地区分につきましては 1 種農地、許可基準は既存地拡張ということで判断しております。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 それでは、議案第 92 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、1 番及び 2 番の案件に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 93 号 農地の非農地証明願いについて、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 93 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 1 件の申請がありました。田 2 筆 22.3 m<sup>2</sup> 畑 2 筆 554 m<sup>2</sup> 計 4 筆 576.3 m<sup>2</sup>です。

昨年 9 月 3 日の第 14 回の総会のときも類似というか横の場所の案件が出ていました。今回の申請地に印がつけてありまして、縦方向に市道が走っていますが、その右上一帯が前回の対象地でありました。当時は事業が先行しておりまして、先に伐採されまして苗木もいくらか植えてあったという案件の続きになるものです。今回は資料をいただいたときには写真にしっかり林が映っていましたので、今回はちゃんと林が見れるのかと思って現地に行ったら、5 ページの写真にありますようにもう伐採が終わっていたということで、まだ雪は残っていましたが、そんな状況でありました。写真は市道から谷底を見たような絵になっています。2 筆ある小さい田は谷底のずっと奥のほうに見えるような形だったと確認しております。ちょうど底の辺が狭いんですけど平地のような感じで水田だったのかなという現況でした。

現地のほうは、3 月 18 日に〇〇委員さんにご足労いただきまして確認いただいておりますので、ご報告いただきたいと思います。

〇〇委員 今ほど話ありましたとおり、事務局の方と 3 月 18 日に現地の確認に行ってきました。見た通り伐採が終わった状態で、谷あいのところが多分農地であろうという状態で確認をさせていただいたのですが、雑木と杉の木の切株ばかりが目に見える状態でした。これはもう農地として形跡もないなというのが本心でございます。これは伐採前であっても完全に山林に近い状態かなということで現地を見てきました。当日は、雪もちょっと残っておりまして、谷あいの方が見えづらいところもあるわけですが、実際、ひとむかし前までは田畑を作ってやっておられたなという形跡だけしか確認できなかったのですが、現況としては農地としてはもう利用できないだろうと再確認した状態でございます。よろしく申し上げます。

事務局 ありがとうございます。

議長 この件について、何かご意見、質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 伐採されているということは何か計画があるということですか。

事務局 失礼しました。先ほど一言抜けておりました。昨年の計画もそうなのですが、無花粉杉を植える事業でありまして、前回の会議で申しているところですが、今回もその続きであります。全部ではなかったですけど、前回は既に苗木が植えられていて、そういうところを確認してまいりました。今回はもうちょっと手前の切り終わった段階で現地を確認したということで、これから無花粉杉の苗木を植えられる事業が行われるということです。ですからここで終わらず、このままもうちょっと続く事業なのだと思います。すみません、先ほどから無花粉杉のワードを忘れておりました。

議長 よろしいですか。

〇〇委員 はい

議長 ほかに、何かご意見、質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります

議案第 93 号 農地の非農地証明願いについて賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 94 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 94 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 これまでは集積については市で公告し、配分については県で公告されてきていましたが、3月に地域計画が策定されて以降は、契約書の名前が促進計画というものにかわりまして、集積・配分ともに県で公告になります。なので今回からは、農業委員会で意見等がないかを確認して意見書のほうを農林水産公社に提出することになります。契約書のタイトルは変わりますが、様式のほうは特段変更がありませんので、今まで中間管理事業を使っておられる方にとっては特に変わったことはありません。

今回、412件・1,514筆の申請がありました。面積は、すべて田で2,395,819.86㎡です。

議案書11ページ以降をご覧ください。様式を変更させていただいておりますが、こちらは以前お話をさせていただいたように地域計画とは関係なく、農地台帳のシステムが変更になりまして、新しいシステムのほうでうまく議案書のほうが作成できないので、今後はこういった形の様式でお願いしたいと思っています。変更点としては、これから先は相対等がなくなりますので、借受者として農林水産公社名を記載していましたがそちらの欄は削除させていただきました。以前の総会で、賃借料の記載については無くてもいいんじゃないかとい

うご意見がありまして、そのときも特段ご意見がありませんでしたので、今回から削除させていただきました。支払方法についても、農地中間管理機構を通してのものについては口座振替のみとなっていますので、こちらの欄も削除させていただきました。今回件数が多いのですが、ほとんどの方が更新で特に多いのが〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの更新分になっています。

議長 はい、ありがとうございます。ただいまの件についてご意見・ご質問のある方よろしくをお願いします。

〇〇委員 これからこのフォーマットでいくのか。

事務局 手作りなのでご要望にお答えできます。

〇〇委員 もうちょっと文字が大きいほうがいいかなと思います。

議長 ほかに、何かご意見、質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 これって農業委員として何かチェックすること別にないのではないか。

議長 意見を求められているので、何かこれはちょっとということがあれば意見を付帯して提出することになります。

〇〇委員 例えば事前に農業委員に対して内容の話があるのか。

事務局 逆に相談させていただきたいのですが、中間管理機構を使える人はこれまでは認定農業者に準ずる人たちのみだったんですけど、これからは地域計画に名前が載ってる人になります。ルール上は、利用権の設定は止めるわけにはいかないので遅かれ早かれ載せてほしいみたいな感じなので、例えばたくさんやっておられて地区がちょっとはみでたよ、新しい地区に規模拡大したよぐらいならあとから地域計画を直したときに名前を追加すればいいのかなと思うのですが、新規就農者とか急に今から耕作をはじめたいという人が出てきたときにどうしようかなという思いがあります。急に農業を始めたいという方でも、学校で研修を受けて卒業のタイミングで認定農業者の申請もしますよというのであれば、一応市でも検討会みたいのもありますし、そういう人はまだいいのかなと思います。ただ単にやりたいよ、でも認定まではいいよみたいな人が出てきたときに農業委員さんに一言声かけてもらって、自分がここでこれからやっていきますって言ってもらった方がいいのか、逆に農業委員さんとしては自分がOKするのもなと思われるのか。

〇〇委員 反対に、知らぬ間にそんなふうになってしまっていたらそれが一番怖いというか、農業委員としてちゃんと知っているのかという話が出て来ないとも限らないし、やっぱりちょっとコンタクトがあったほうがいいんじゃないかなと思う。

事務局 認定農業者にもならない、急にやりたいですって言われた人については、地元の農業委員さんにちょっと一言お話してきてくださいって繋いでもいいですかね。

〇〇委員 自分は知らない間にどうなったというのは困る。反対に回りから言われるか

ら。

事務局 多分、ほとんどの農地がもう集積されていると思うので、逆に新しく耕作されたいという方はきっとどなたかの農地を譲り受けて耕作を始めることになるのかなと思います。実際、そこで今までやっておられた方がその人でいいんじゃないと思われたら、それまでなのかなと思ったりもします。

〇〇委員 今まで私やりますという人はどうだったのか。

事務局 今までは相対があったので、割と緩めでした。中間管理は認定農業者さんだけという縛りがあったのですが。

〇〇委員 じゃ、やっぱりこれからはどっかで決めとかないといけないですよ。

事務局 ただやったこともない人のことをいいよって言うときは、何を証拠としていくのか。

課長 それって地域計画じゃないのかな。

議長 地域計画で利用者の名簿が分かるじゃないですか。

事務局 そこに載せるまで待ってくださいというのか。

課長 そこに載っていないとだめというのがルールなのでは。

事務局 一応載っていないとだめというルールはあるけど、農業委員会とかがOKしたら一応いいよみたいなものもあるので。

課長 でも遅かれ早かれ地域計画には載せないといけない。それは、当然農業委員会を中心に修正していかないといけないものですよ。そこには当然相談があって然るべきだし、ということになるから皆様方には情報は必ずいくということにはなると思います。

〇〇委員 相談受けたものはどうしたらよいか。

課長 相談を受けた場合は、今事務局で段取りしていただけたと思うのですが、地域計画の修正の手順とか体制であるとか、そういったことをまた皆さんにお知らせしていかないといけない、というか、みんなでこういう風にやっていかないといけないねということは考えていかないといけないとは思っています。

事務局 流れからすると、皆さんに情報が行くとすればそれが最初になるのかなと思いますので、よっぽどのことがない限り変な方はいらっしやらないと思うのですが、もし何かこれはどうだろうかということがあれば、またこちらにお問合せというか情報共有させていただいて、どういう方なのか、ちゃんとやられる方でしたら、こちらもノータッチということは無いと思います。ほとんどの方がちゃんとやる気がある方ですし、おそらく面識のある方、所有者からするとどなたかはっきりしている方になると思うのですが、そういうような形になりますでしょうか。要は一番最初の取っ掛かりはそんな感じになるのかなと思います。

〇〇委員 とにかく報告を受けたら事務局に報告します。

事務局 こちらも何かあれば報告します。お互いにということですね。  
さきほどもありましたように、新規就農の方でしたら前段からどんどん打ち合わせとか確認して最終的になっていきますから、そういった方はこちらも当然情報があると思いますので、全くポツと出て誰かも分からないし、何作るかも分からないということはあまりないのかなと思います。

会長 基本的には地域計画ということになっていきますから、それをどういう風な手順でやっていくかというようなことは、決まっているとは言いつつもまだ具体的なものは示されていないから。

事務局 地域計画という話になると、結局は地域で納得していただくというか地域で更新していくものですから、もしそういう話になるとまずは地域の方、例えば大きい営農組合さんとか確認しておられるということも大きな一歩なのかなと思います。地元の方が認識しておられるから大丈夫みたいな。どっちが先とは言いませんが、最終的には当然名前があがってくる。

会長 とにかく地域で話が出たらすぐ事務局へ報告して手順に従ってやるしかないですね。

議長 ほかに、何かご意見、質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 94 号 農用地利用集積等促進計画（案）について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

続きまして協議事項へ進みます。

協議第 20 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等（案）について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 20 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 毎年この時期にということで 4 月末までに報告しないといけないことになっている、令和 7 年度の最適化の目標の設定ということです。今日は本来 4 月に開く総会を前倒しで 3 月に開いている形になっているということで、今回案件としてあげさせていただきました。集積の方はまだ年度が終わっていませんので、暫定ということで数字が入っています。次回 5 月開催予定の総会で数字を差し替えたものをお知らせする予定です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 26 ページの農業委員数のところですが、下の人数足しても 20 にならないが、これで合っているのか。

事務局 項目に当てはまらない人もいるので、必ずしも合うものではないです。ほんとはその他とかあって合計が合うような様式だと分かりやすいですね。

〇〇委員 様式は決まっているのですね。

事務局 はい、全国の統一様式です。

〇〇委員 わかりました。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

協議第 20 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等 (案) について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

続きまして報告事項へ進みます。

報告第 27 号 農地転用制限の例外に係る届出について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 27 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回〇〇地域で 2 件の届出がありました。田 7 筆 4,731 m<sup>2</sup>です。最近よく出てきている鉄塔の建替えの案件です。どちらも譲受人は、〇〇〇〇株式会社さんで、譲受人は 2 件合わせて 5 人おられます。1 番と 2 番の違いですが、1 番は鉄塔とその付属設備を設置する場所で、2 番は設置工事に附随した資材置き場や作業敷地とかそういうことのために一時的に利用するための場所ということになります。気づかれた方もおられるかもしれませんが、今まで届出でいいというのは、1 番目の案件だけだったんです。要は鉄塔を建てる部分は届出でよくて、それ以外の作業敷地とか資材置き場とかは普通に 5 条の一時転用として申請いただき、審議して許可をもらっていました。このたび、国の方からいろいろな調査がありまして、その調査の結果を踏まえまして、この 3 月末にどちらも届出でいいよということを通じましてというふうに事前の案内がありました。それであれば、今回の案件は 3 月末より前なので、届出ではないのではないかとわかるのですが、事前案内を受けました富山県の方から、富山県は 3 月の通知を待たずに 1 月から運用を開始しま

すというふうな案内がきまして、その案内を受けまして今回の案件からどちらも届出でいいというふうな取り扱いに変わっております。なので、正式な通知はまだ来てないのですが、事前に運用として今回から届出として皆様にご報告させていただくことになりました。今後は、〇〇〇〇株式会社さんから鉄塔の建替えの案件で転用の申請があがることはほぼ無いのかなと思っております。利用の仕方によって絶対ないとは言いきれないのですが、今まで出てきていたものを見ますと、ほぼほぼ今後は届出でいい内容になるかなと思いますので、今後は転用申請が出ることはほとんど無くなるかと思っております。今後取り扱いがちょっと変わりましたので、皆様にご了解いただきたいと思います。

2番の一時転用につきましては、令和7年6月1日から令和8年3月31日までの10か月間を予定しております。何回も言っておりますように、農地に復元するまでが一時転用の計画期間ですので、令和8年3月31日までは農地に復元するというごさいます。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などごさいますか。

(特になし)

議長 報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第28号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回5件の届出がありました。面積は、すべて田で 18,596㎡ です。1～2番は、3条申請するために合意解約されたものです。3番は、中間管理機構通しの契約に変更するために合意解約されたものです。4番～5番は、担い手を変更するために合意解約されたものでごさいます。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などごさいますか。

(特になし)

議長 それでは、その他の案件について事務局からお願いいたします。

事務局

- ・ 4月18日(金) 今年度最後の報酬支払予定
- ・ 農地パトロールの結果に基づく意向調査の状況報告  
3月11日付けで農地の所有者110名に意向調査を郵送  
対象の筆数は166筆 面積は約18ヘクタール  
回答期限は本日までにしており現時点の回答率は約半分ほど  
今後、回答結果を取りまとめる予定  
→作れないという回答が多い  
その他の回答が多く、いろいろな事情を聞いたりしているの  
それぞれのケースを判断したりしているところです
- ・ 令和7年度活動記録簿(冊子)の配布
- ・ 定期異動者から挨拶

議長 ほかに何かご意見はごさいませんか。

(特になし)

議長

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

次回の総会は令和7年5月9日（金）午後2時から、場所は南砺市役所302会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第21回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後3時10分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長